

防衛大学校で連鎖する暴力、繰り返される人権侵害に終止符を！ 横浜地裁不当判決を破棄し、公正な判決を求める要請書

本件は、防衛大学校の元学生である原告が在学中に受け続けた「学生間指導」と称したいじめ・人権侵害に苦しめられた末に退校を命じられたことに対して、元上級生Y氏と国（防衛大学校）を相手に損害賠償を求めていた裁判に対し、2024年5月15日に横浜地方裁判所（藤岡淳裁判長）は全ての訴えを棄却する不当な判決を出し、原告が控訴した裁判です。

原告は、東日本大震災の被災者救助に奮闘する自衛隊員の姿に共感し、自衛官になる夢を実現するために、防衛大学校への入校を決意しました。しかし、2013年4月に防衛大学校に入学した直後から、原告は上級生から「指導」に名を借りたいじめを受けるようになりました。

特に、被告Y学生は「指導」と称して、原告を自室へと呼び出したり、時には、自ら原告の居室を訪れたりした上で、「お前声小さくね?」「お前に2年生の資格は無い、明日から1年生の名札を付けろ」「お前はおかしい」「お前がどんなに過呼吸になっても俺は指導を止める気はないからな」などの人格を否定する暴言を放つ、反省文を面前で破り捨てて書き直させる、苦しむ原告を嘲り笑うなどのいじめを繰り返しました。

そのような状況の中、上級生らによるいじめ・暴力行為を止めさせるべき立場にある教官らは、原告が受けていた被害を放置し、十分な対応をしませんでした。

原判決は、元上級生らによる「指導」の内容について不適切な点があると評価しながら、違法性は認定しませんでした。さらに、原告を軽んじてよいという風潮の中、学年を問わず集团的・継続的にいじめが行われてきたという全体像を見ず、個別の出来事に違法性があるかどうかを形式的に判断しただけと言わざるを得ません。

原判決は、教官らは原告の心理的負荷を軽減させるように対応する義務があったことを認めながら、原告がY氏によるいじめで過呼吸を発症しており、しかもそれが5か月後に同様のいじめと過呼吸発症が繰り返されているにもかかわらず、教官らによるY氏らへの指導不足にも違法性は認定しませんでした。

以上のように、原判決は原告が心に深い傷を負った事実を軽視しただけでなく、防衛大学校内で暴力やいじめが蔓延している実態を無視したものであり、私たちは到底許すことはできません。

人権侵害・ハラスメントは、防衛大学校の内部だけでなく、自衛隊、海上保安庁、そして民間企業や学校など、大きな社会問題となっています。幅広い人々がその根絶を願い、本件裁判にも注目されています。

貴裁判所におかれましては、本件が持つ重要な意義をご理解いただき、公正な判決を言い渡していただくことを強く要望します。

氏名	住所

